

【参 考 資 料】

(目次)

(1)	国際的な食料事情の変化に対応した新たな食料戦略の確立	1
(2)	国際協力等を通じた世界の食料の安定生産・供給への貢献	2
(3)	農林水産物・食品の輸出の促進	3
(4)	東アジアを視野に入れた我が国食品産業の活性化	4
(5)	バイオマスの利活用の加速化	5
(6)	WTO農業交渉、EPA交渉への戦略的取組	6
(7)	効率的・安定的な農業経営の育成の加速化	7
(8)	多様な人材の育成・確保	8
(9)	農地政策改革	9
(10)	食料供給コストの縮減	10
(11)	イノベーション・知的財産の力による農業の潜在的な力の発揮	11
(12)	食品の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組の充実	12
(13)	農林漁業体験活動を通じた食や農への理解の増進	13
(14)	地球温暖化対策等の資源・環境対策の推進	14
(15)	農山漁村の活性化に向けた地域の創意工夫の後押し	16
(16)	暮らしを守る鳥獣害対策の展開	17

国際的な食料事情の変化に対応した新たな食料戦略の確立

途上国を中心として
人口が増加
2050年には現在の1.4
倍の91億人

途上国の所得水準の向上に
伴う畜産物需要の増加

世界的に水産物の
需要が増加
我が国が必要な量を
買えないことも

我が国の農地面積を上
回る500万haの農地が
毎年砂漠化

21世紀末の気温は1.1
~6.4℃上昇

地球温暖化防止の取組
として、バイオ燃料の
生産が拡大

世界的な日本食ブーム

国際的な食料事情の変化
新たな食料戦略が必要

食料需給などの情報を収集し、国民に対して提供
世界の食料需給の見通し等を客観的に把握・分析した上で、国民全体で認識を共有

国際的な食料需給、衛生・検疫制度、関税制度
等の情報を一元的に収集・分析し、国民や関係機
関に提供するための体制を整備

食料をめぐる状況や世界の食料需給の見通しな
どについて客観的に把握・分析（**国際食料問題研
究会**）

その成果を踏まえ、幅広い各界の有識者からなる**国民食料会議**（仮称）の議論を通じて、食料を
めぐる諸問題について国民全体で認識を共有

国際協力等を通じた世界の食料の安定生産・供給への貢献

鳥インフルエンザ対策

アジア各国、OIEをはじめとする国際機関との連携による防疫体制の強化

早期通報体制の整備

- アジア各国の早期通報の円滑化や防疫状況の情報交換のための定期会合の開催

獣医行政組織の能力向上

- アジア各国への国際的な専門家の派遣等によるアジア全体の防疫水準の向上

伝播ルートの解明

総合サーベイランスの実施

- アジア各国が連携した渡りのルートの解明を含めた総合的な野鳥サーベイランスの実施とその結果に基づく発生予測

データベースの構築

- アジア各国が共有できるウイルスデータベースの構築
- アジア各国のウイルス特性の分析と防疫活動等への活用

検査体制の強化

- アジア各国で収集したウイルス検体を分析する我が国の中核診断施設等の整備

アジア地域における鳥インフルエンザのまん延防止

輸入農産物の植物検疫

グローバル化に対応した植物検疫体制の見直し

病害虫リスクの最新情報の収集

病害虫危険度解析の推進

植物検疫体制の見直し

リスクに応じた効率的・効果的な病害虫の侵入防止

国際的な水産資源の回復・管理

国際的な資源管理の推進

- 周辺国・地域との連携・協力の強化と適切な漁業関係の構築
- 地域漁業管理機関(マグロ類等)を活用した資源管理の推進

資源管理に重点を置いた海外漁業協力

- 科学的根拠に基づく資源評価や混獲回避に関する技術導入等の海外漁業協力

水産資源の適切な回復・管理

開発途上国等への国際協力

日本型農業システムの移転による協力
- 技術、ノウハウ + 法制度・政策支援 -

農業者の協同組織化

- 組織化による生産・販売面の効率化
- 相互扶助方式の農村金融

市場・流通システムの整備

- 公平・公正な市場取引のルール
- 効率的な流通システム

開発途上国等の農業生産力の向上

将来的には、政策基盤の共有による政策協調への発展

営農技術の普及指導

- 現地に適した農業技術の確立への支援
- 生活改善の視点も含めた営農支援

水資源・施設管理の改善

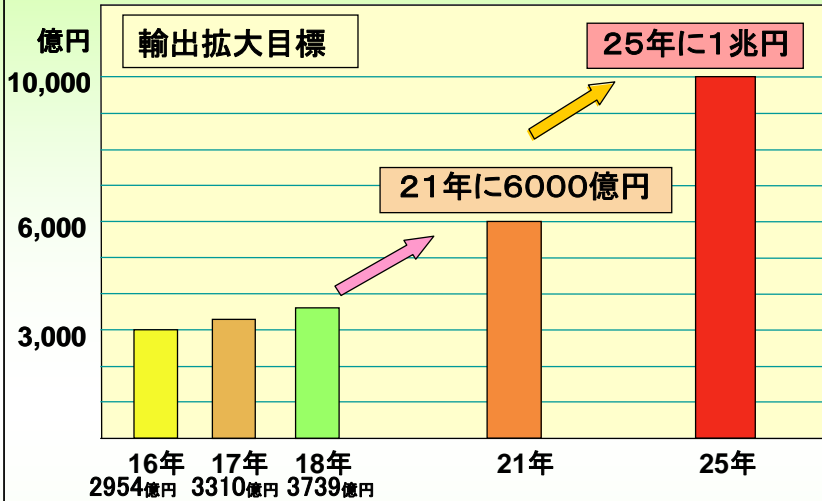
- 農民水管理組織による自主的な水管理
- 適切な管理に基づく施設の長寿命化

世界の食料の安定生産と我が国の農業及び水産業の安定に貢献

農林水産物・食品の輸出の促進

現在の状況

世界的な日本食ブームの広がり、アジア諸国における富裕層の増加等により、輸出拡大のチャンス



輸出農林水産物の代表例(平成18年)

品目	輸出額	対H13年比
りんご	57億円	約9倍
もも	4億円	約46倍
緑茶	31億円	約3倍
ながいも	18億円	約2倍
さけ・ます	177億円	約5倍
ホタテ	102億円	約2倍

資料:財務省「貿易統計」

「25年までに1兆円規模」を目指し、取組を加速化

取り組むべき対応方策

国自らが実施すべき取組

○輸出環境の整備

- ・相手国との検疫交渉の加速化（中国向けの米輸出解禁について基本合意。牛肉、果実等も対応を強化）
- ・迅速な輸出証明書の発行体制の整備（水産物等について厚生労働省等と調整を行い発行体制を整備）

○日本食・日本食材の海外への情報発信

- ・「日本食レストラン推奨計画」推進のための支援（現地での基礎調査の実施、料理講習会の実施等）

事業者に対する支援の取組

○品目別のきめ細かな輸出支援（林水産物を含めた品目ごとに、輸出実行プランの策定、調査、広報活動等）

○意欲ある事業者に対する取組段階に応じたサポートの実施（セミナー、国内外での商談会の開催等）

○相手国の安全性等の基準に対応する事業者への支援（加工施設におけるHACCP手法の導入支援等）

○輸出に向けた生産・流通・加工の各段階における基盤の強化とブランド戦略の推進（生産・流通・加工技術の研究開発、果実・和牛のブランドマークの策定等）

民と官との連携強化

○地方自治体の取組に対する協力（海外におけるPRイベントの合同開催等）

○商社や事業者団体の協力を得た取組（新たな輸出相手国の開拓、国内における有望品目の発掘等）

東アジアを視野に入れた我が国食品産業の活性化

～東アジア食品産業共同体構想の推進～

背景

- 魅力的な市場
- * 人口約20億人
世界人口約65億人のうちの3割強
- * GDP約7.3兆ドル
世界のGDP約41兆ドルのうちの約2割
- ・貧困等の多くの課題

背景

- ・人口の減少
- * 出生率の推移
1980年1.75→2000年1.36→2005年1.25
- ・国内市場の成熟化
- * 65歳以上単独世帯数(単位:万世帯)
1980年88→2000年303→2004年635

東アジア (ASEAN+中・韓・インドも視野に) ← 共通の食文化 → 日本 (国内に軸足を置いた食品産業の投資)

我が国食品産業が国内に軸足を置きつつ、
東アジア各国・地域への投資を促進

≪ 東アジアとともに成長・発展 ≫

- ・食生活・消費レベルの向上
- ・農林水産業の発展

- ・経営体質・国際競争力の強化
- ・輸出の市場開拓

東アジア食品産業活性化戦略会議 (平成18年7月設置)
座長: 茂木友三郎 (食品産業センター会長)
産業界・学識経験者等11名から構成

≪平成18年12月策定≫

基本方針

- ・企業の投資戦略に当たっての重要な視点を踏まえた対応
- ・業種別、投資国別等の実態を踏まえた対応
- ・各国の消費者ニーズを踏まえた対応
- ・食文化の相互交流
- ・東アジアの発展への寄与
- ・産学官の様々なレベルでの対話の重視

実行計画 (関係6省27団体の取組)

- ・投資決定に当たっての情報の収集と共有
- ・投資及び事業展開環境の整備
- ・知的財産権・ブランド保護
- ・技術開発等
- ・人材育成
- ・他の施策との連携
- ・産学官連携体制の構築

平成19年度の具体的取組

○「東アジア食品産業活性化戦略基本方針・実行計画」に基づく取組を着実に推進。

- * 国内外における情報収集及び共有体制の構築
 - ・国内「海外事業活動支援センター」(仮称)及び東アジア主要都市において情報拠点を整備 (ワンストップサービスの構築) 等
- * 海外投資及び事業展開環境の整備
 - ・「大使館支援マニュアル(仮称)」を活用した活動支援 等
 - ・日本食文化の海外への普及
- * 知的財産対策
 - ・意図せざる技術流出対策に関する指針の策定
 - ・現状調査のためのミッション団派遣
- * 技術開発支援等
 - ・「東アジア食品産業技術国際シンポジウム(仮称)」の開催
 - ・技術実証の実施

この1年間の食品産業を取り巻く状況の大きな変化

- * 食品産業の再編の活発化
(食品産業の06年M&A金額実績)
≪05年比増加率≫
 - ・食品:14.3倍 外食:12.9倍 電機:4.3倍
- * 穀物価格の高騰
(単位:ドル/ブッシェル) ≪各年1月実績≫
 - ・とうもろこし:2005年1.95→2006年2.18→2007年4.05
 - ・大豆:2005年5.14→2006年5.89→2007年7.10
 - ・小麦:2005年2.90→2006年3.43→2007年4.63

新たな課題

- * 一層の収益力・国際競争力の強化
- * 食料供給構造の変化に対応した安定供給の確保のためのリスク分散

平成20年度以降の方向性

○アジアゲートウェイ構想の一環として、次の取組を実施。

- * 情報収集及び供給体制の強化
 - ・海外の現地連絡協議会の拡充・強化
 - ・衛生・検疫制度など各国制度に関する情報データベースの構築
- * 海外投資及び事業展開環境の整備・拡充
 - ・貿易保険制度の積極的活用の推進
- * 知的財産対策の着実な実施
- * 現地に適応した技術開発の推進
- * 様々なチャネルでの協力の推進

目標値 (平成22年度までの目標)
【21世紀新農政2006】

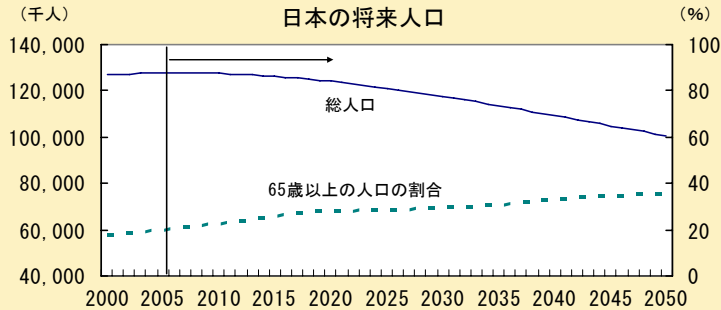
東アジアにおける我が国食品産業の
現地法人の活動規模を5年で3～5割上昇

(現状)H17推計
売上高 84億ドル

(目標)H22
110～125億ドル

バイオマスの利活用の加速化

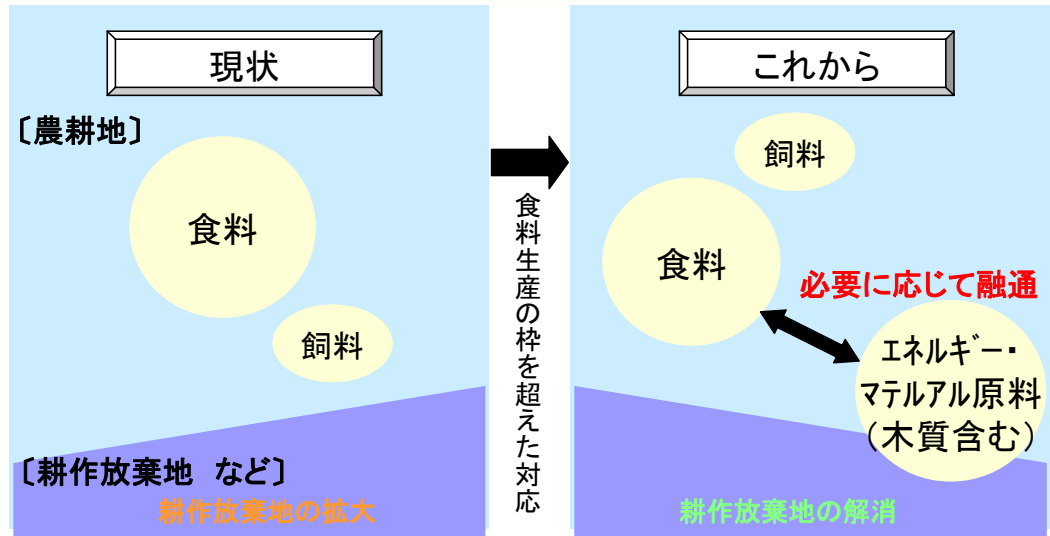
- 我が国の人口は減少局面に。高齢者の割合の増加もあいまって、今後は食料の消費も減少へ。



- 耕作放棄地の発生や里地里山の荒廃等は国土・環境保全上も大きな課題。

耕作放棄地の発生状況

	2000	2005
耕作放棄地面積 (千ha)	343	386
耕作放棄地率 (%)	8.1	9.7



- ・農地を農地として最大限活用するとともに、耕作放棄地など日本の国土に総力を挙げて作物等を作付け
- ・バイオ燃料等の原料として利用するとともに、いざというときには食料供給基地として作付け農地を活用
- ・稲わらや間伐材の利用やエタノールを大量に生産できる作物の開発等を行い、国産バイオエタノールを大幅に生産拡大

国産バイオ燃料等バイオマスの利用の加速化が
新たな市場の創出や食料安全保障につながる

食料・農業

- ・農業の国際競争力の強化
 - ・GDPに占める農業生産の割合は15年で半減
- ・食料供給力の維持・向上 (食料安全保障)
 - ・耕地面積は15年で約1割減
 - ・食料自給率は7年連続横ばい

環境

- ・京都議定書の目標達成への貢献
- ・ポスト議定書をにらんだ対応
 - ・第1約束期間(2008~2012年)に基準年から温室効果ガス△6%の約束に対し、2004年は7.4%増

エネルギー

- ・エネルギー利用の多様化 (エネルギー安全保障)
 - ・輸送用燃料における石油依存度は約100%
- ・地域のエネルギー産業育成

さらに・・・

地域活性化

アジア等海外との連携

にも貢献

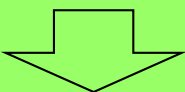
WTO農業交渉、EPA交渉への戦略的取組

～「多様な農業の共存」を基本理念として、国内農業への影響を十分踏まえ、「守るべきもの」は「守る」～

WTO農業交渉

多様な農業の共存

- ・開かれた貿易秩序とともに、食料安全保障の確保など農業の多面的な機能も重要
- ・異なる条件下にある各国農業が維持・存続できる基盤が必要



国内農業の構造改革の推進

- ・担い手の育成、国産品の高付加価値化等により、農業の国際競争力を強化
- ・農政改革の継続が可能となるよう、現実的な貿易ルールが必要

輸出国と輸入国のバランスのとれた貿易ルールの確立

- ・輸入国には様々な規律が存在する一方、輸出国への規律は緩いため、バランスの回復が必要

途上国の開発への貢献

- ・途上国の事情に配慮した特別な扱いなど、一定の措置が必要
- ・市場アクセス改善のみならず、協力を組合せた支援も重要
(2005年12月の開発イニシアティブ)

EPA交渉

我が国農業の重要性を十分認識し、国内農業の構造改革の進捗状況にも留意しつつ、各国・地域とのEPA交渉に戦略的に取り組む

基本的姿勢

- ・我が国全体としての経済上の利益、外交上の利益を考慮
- ・協力も活用し相手国・地域の生活向上に資する
- ・農産物・食品の輸出促進、食品産業の海外進出など、「攻めの農政」の実現を図る
- ・食料安全保障や、我が国で進行中の農林水産分野の構造改革の努力への影響を考慮
- ・国内農業への影響を十分踏まえ、「守るべきもの」は「守る」

総合的な質の高いEPAの実現

- ・知的財産権の保護、食の安全の確保、食品産業等の投資環境の整備
- ・地球環境問題への対応、有限な天然資源の持続的利用の確保

両者の
整合性
ある推進

(EPAはWTOを補完するものとして推進)

効率的・安定的な農業経営の育成の加速化

効率的かつ安定的な農業経営

他産業並みの年間労働時間と生涯所得を確保し得る経営

目標値：効率的かつ安定的な家族農業経営(33万～37万)
(農業構造の展望(27年))【21世紀新農政2006】

目標値：効率的かつ安定的な集落営農経営(2万～4万)
(農業構造の展望(27年))【21世紀新農政2006】

品目横断的経営安定対策の対象経営

・認定農業者の経営改善計画の達成状況を点検
・更なる経営改善努力を支援

・集落営農組織の経営発展の進捗状況のフォローアップ(課題把握と解決方針提示)を推進
・集落営農組織ごとの発展段階に応じた経営支援

認定農業者

経営規模が4ha以上(北海道は10ha以上)

平成18年11月末現在
加入申請数24,646経営体

<認定農業者>

自らの農業経営について5年後の目標を記した農業経営改善計画が

- ①市町村の基本構想に照らして適切なものであること
 - ②達成される見込みが確実であること
 - ③農用地の効率的・総合的利用を図るために適切なものであること
- の要件を満たしており、市町村から認定を受けた者

集落営農組織

経営規模が20ha以上

平成18年11月末現在
加入申請数3,054経営体

<要件>

- ①地域の農用地の2/3以上を集積(農作業受託)する目標を有していること
- ②規約を有していること
- ③経理の一元化を実施していること
- ④主たる従事者の農業所得目標を有していること
- ⑤農業生産法人化計画を有していること

品目横断的経営安定対策への加入促進

個別経営

認定農業者数 219,374
(18年12月末日現在)

集落営農

集落営農数 12,095
(19年2月1日現在)

多様な人材の育成・確保

現状

農業従事者の減少・高齢化

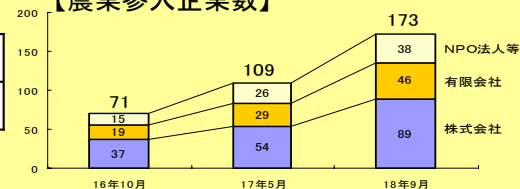
	平成7	平成12	平成17	平成27(見込)
基幹的農業従事者(万人)	256	240	224	146
うち、65歳以上(%)	40	51	57	62

農業経営の法人化・企業の農業参入の進展

【農業法人数】

平成7年	平成12年	平成17年
4,986	5,272	8,700

【農業参入企業数】



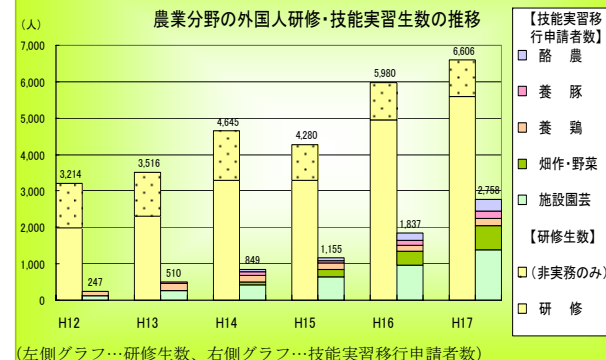
若者をはじめとする多様な人材の農業参入・定着(再チャレンジ対策の推進)

目標値：新規就農者(39歳以下) 毎年12,000人程度確保【21世紀新農政2006】

若者をはじめとする多様な人々が経験ゼロから始めても就農できるよう情報提供・相談、体験・研修、参入準備、定着の各段階に応じたきめ細かな対策を実施(H19予算措置)

【国際協力分野】

農業分野の外国人研修生は近年増加



さらに加速化するために

雇用者と就農希望者との
マッチングの円滑化

就農定着の強化のための
新分野への進出

経営の発展のための
スキルアップ

農業技術試験の本格実施

・ 就農希望者の農業知識・技術のレベルを客観的に評価

認定の級	内 容
1級	実践に役立つ専門的な知識・技術・課題解決能力を持っているレベル
2級	農作物の栽培等が最低限できる就農基礎レベル
3級	農作業の意味を理解できる就農入門レベル

新規参入者による 新分野への進出

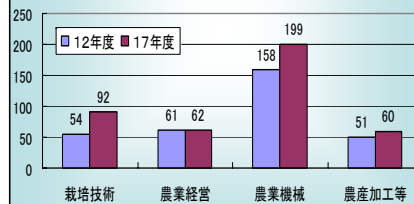
事例

大規模稲作法人を経営継承するとともに、果樹経営を新たに開始し、経営展開 (A氏 29歳男性)

非農家出身で、大学卒業後、農業専修学校で1年間学び、米国の果樹園で2年間研修。帰国後、普及指導センターの紹介で大規模稲作法人に就農し、その後、経営権を取得。新たに米国で修得した技術ノウハウを生かしたブルーベリー栽培を開始し、経営展開。

農業者の新たな技術習得や 経営管理能力の向上

道府県農業大学校の農業者向け
研修コース件数



- ・ 外国人研修・技能実習制度は、国際協力・国際貢献の重要な一翼として、開発途上国等の青壮年労働者等を日本に受入れ、我が国産業の技術・技能・知識の移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う人材育成に寄与している。
- ・ 外国人研修・技能実習制度については、運営の適正化のために必要な体制整備等を実施
- ・ 制度の趣旨・重要性や農業経営体の受入れ体制も踏まえながら、農業分野について、その適正化に向けた見直しを検討

「効率的かつ安定的な農業経営」を支える多様な人材の育成

農地政策改革

担い手の育成・確保とその経営の安定

【農業経営、生産・需給の安定化】

平成19年度から品目横断的経営安定対策等の農政改革を実施

+

【農地利用の安定化】

農地は国民への食料供給の基盤であり、かつ多面的機能を有する限りある資源であり、**担い手への農地の面的集積が最重要課題**

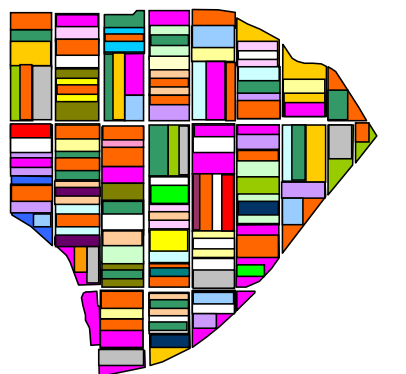
※ 面的集積・・・まとまった形での農地の利用集積

担い手の規模拡大と効率的な営農を推進する明快な農地政策の確立

◇ 農地は農業生産・経営にとって不可欠な資源として有効利用するとの理念の明確化

◇ **新たな面的集積システムの構築**

【集積前】

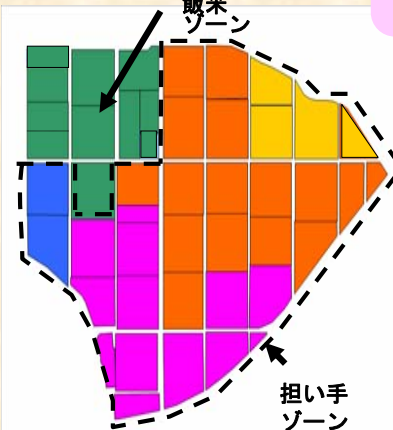


一定の組織(面的集積を促進する機能を持つ組織)

所有と利用を切り離し、原則として、農地の利用について、

- ① 出し手・受け手の関係を遮断
- ② 農地の利用を当該機関が一旦プールし、
- ③ それを面としてまとまった形で担い手へ再配分

【集積後】



目標値: 27年において効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地面積の7割程度を面的に集積【21世紀新農政2007】

(17年)

認定農業者等が経営する農地面積

181万ha

(27年)

効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地面積

※315万～360万ha程度

うち7割程度を面的に集積

- 面的集積システムへの参加を促すよう、メリット措置の集中化・重点化
- 市町村、農業委員会、土地改良区等がそれぞれに有している農地に係る情報の相互利用、一元化の推進
- 担い手への農地利用集積の支援等(ソフト施策)とほ場の大区画化等の基盤整備との一体的な実施の推進

◇ 意欲的な企業や若者の農外からの新規参入の促進

◇ 都市農村交流等の観点から、一定の区域における都市住民等による農業利用の促進

◇ 優良農地の確保、耕作放棄地の発生防止等も含め、総合的な改革の実施

目標値: 一般企業等の農業参入法人数を5年で3倍増

156(17年度)→500(22年度)
〔18年9月現在で173〕

【21世紀新農政2006】

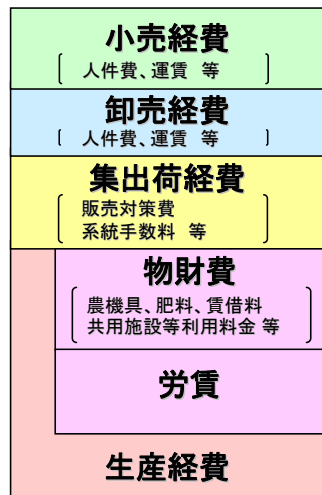
※ 農業構造の展望(27年)においては、「効率的かつ安定的な農業経営」が経営する農地が7～8割程度になると見込んでおり、平成27年時点で確保される農地面積が450万haとすれば、効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地面積は、315万～360万ha程度となる。

食料供給コストの縮減

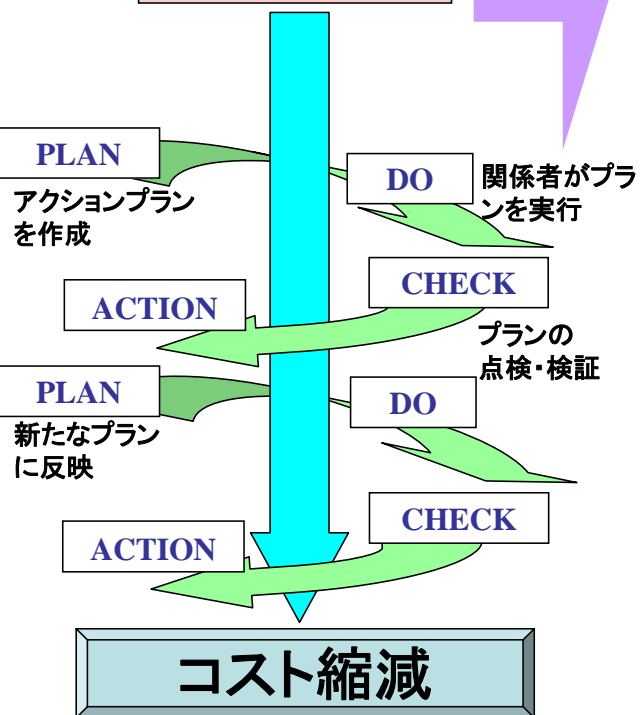
目標値：食料供給コストを5年で2割縮減【21世紀新農政2006】

生産から消費に至る各段階におけるコストの縮減を引き続き推進
特に生産資材にかかわるコスト縮減について重点的に取組

(例) 農産物のコスト構造



対応方向



◆ 低価格資材の供給と効率利用の推進等

◎ 規制や補助制度の見直し

- 農業機械、施設への補助制度の見直し
- 科学的知見、事故の発生リスク等を踏まえ、化学肥料について可能な限り登録の有効期間を延長(3年→6年)

◎ 担い手の経営におけるコスト縮減に重点をおいた流通改革の推進

- 大型包装農薬や輸入高度化成肥料の大量かつ安定的な流通・販売の推進など(輸入高度化成肥料の港湾からの大型トラックによる直接配送等)

○ その他

- 担い手のニーズに応じ機能を絞った低価格農機の機種種の拡大促進
- 病害虫・雑草の発生状況に応じ、天敵等の利用による最適な防除手段を講じる総合的な管理システムの普及推進等

◆ 農協の経済事業改革の徹底

- 改革の成果が担い手へ確実に還元されるよう、担い手に出向く体制の整備など、生産者と直接接する単位農協レベルでの改革を含め、指導を徹底
- 公正取引委員会が策定・公表する「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」について、農協等へ周知徹底するとともに、不公正な取引を行った農協に対し、再発防止等の措置について、農協法による行政処分も含め、適正に対処

◆ 卸売市場改革や物流効率化等

- 新たに策定した工程表に基づき着実に実施
- 加工食品、外食分野についても、国として効果的な取組(食品リサイクルの取組の一層の推進による食品ロスの抑制等)を推進
- 水産物の生鮮流通における供給コストの縮減に向けた取組(産地市場の統廃合等)を推進

外部有識者からなる「食料供給コスト縮減検証委員会」を開催し、昨年9月に農林水産省としてとりまとめた「食料供給コスト縮減アクションプラン」に基づき、生産と流通の両面におけるコスト縮減に向けた取組を、実施状況の検証を行いつつ着実に推進

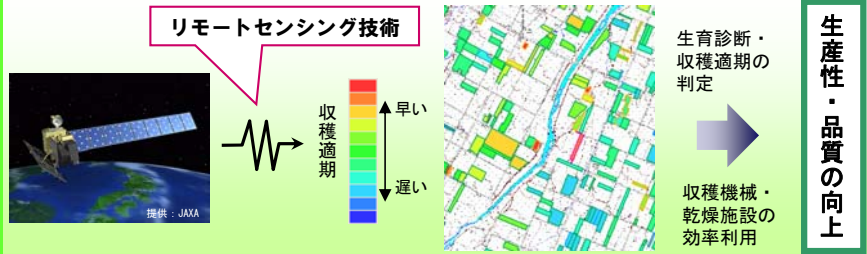
イノベーション・知的財産の力による農業の潜在的な力の発揮

イノベーションを先導する技術開発の加速化

農業生産への先端技術の活用

効率的、安定的な農業経営の育成に資するため、IT、ロボット等先端技術、不耕起・直播、新品種導入等を組み合わせることにより、より大規模で生産性が高く、高品質な農産物の生産を可能とする新たな技術体系を開発・実証。

生産性・品質の飛躍的向上による競争力強化



新たな可能性の開拓

新食品

- 肝機能改善作用が期待できるアントシアンを多く含む紫イモ
- 血圧上昇抑制作用が期待できるギャバを多く含む巨大胚芽米
- 老化防止が期待できるリコペンを多く含むトマト

アントシアンを多く含む紫イモ

新素材

- 生糸を活用したUVカット繊維の開発
- 生糸により熱がこもりづらい素材を開発し集積回路等の電子基板へ応用

紫外線を受け発光する生糸 電子基盤への応用

バイオ燃料の利用拡大

- セルロース原料からエタノールを生産する転換技術の開発
- 資源作物の高バイオマス化と超低コスト、高効率なエタノール変換技術

微生物による分解能・発酵能の増加

ゲノム科学

- 画期的新品種の開発、育種期間の大幅短縮に必要な
- 重要遺伝子の機能解明
- 選抜用のDNAマーカーの開発

イノベーションの実現を支える知的財産の戦略的な創造・保護・活用

知財創造・活用の活発化

農林水産分野に限らず幅広い分野の研究ニーズの発掘・成果の実用化促進

- 大学、中央・地方の公的研究機関等がそれぞれの特許や研究成果を相互活用する「農林水産知財ネットワーク」（仮称）を構築
- 独法研究機関に産学連携の窓口「リエゾンオフィス」を設置
- 研究成果を新需要・新産業の創出につなげる商品化・事業化、産地の取組への支援

知財保護の強化

植物新品種等知財保護の強化

- 海外での保護や侵害対応の強化を目指し、我が国に対し「東アジア植物品種保護フォーラム」（仮称）を推進
- 東アジアでの植物品種保護制度の共通基盤調和、技術協力、人材育成を推進

現場における意識改革

技術や種苗などの知財の創造・保護・活用のための意識改革

- 「知的財産」意識を醸成し、知財の適切な扱いを促進するため、普及指導員や農協の営農指導者等への研修による人材育成
- 現場での知財の適切な保護と新たな技術・種苗の創出・活用促進



目標値：機能性農産物等の新食品・新素材の市場規模を5年で3倍超に拡大 → 22年度 700億円程度 [21世紀新農政2006]

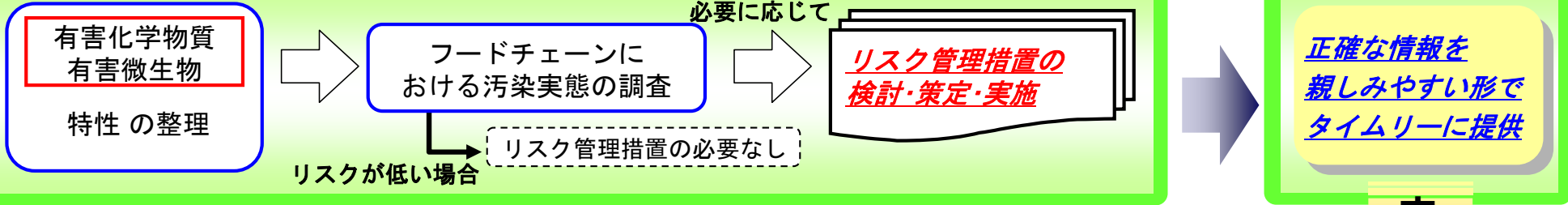
目標値：
 ○ 植物新品種：①出願件数を5年で5割増(22年度2,000件超) ②審査期間を20年度に世界最短水準の2.5年に短縮
 ○ DNA品種識別技術について、22年度までに、加工品(米、イチョ)、牛肉の分析手法を確立 [21世紀新農政2006]

技術革新をエンジンに我が国農業の潜在力を発揮させ、競争力強化や食料・環境・エネルギーなどの課題解決に貢献

食品の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組の充実

～ 農場から食卓まで、科学に基づき、「危害の未然防止」に重点を置いた取組を推進することにより、食品の安全を確保 ～

リスク分析の枠組に則った的確なリスク管理



フードチェーン全体にわたる食品安全確保のための取組の強化

生産段階

適切な工程管理の導入

農産物

GAP (農業生産工程管理手法)の導入

- 全国推進会議の設置
- 研修の実施、マニュアルの作成・配布
- シンポジウムの開催

産地の取組に対しては交付金による支援

水産物

養殖水産物を対象とした
適正養殖規範の策定・普及

食品加工段階

加工食品

GMP (適正製造規範)の導入

- 研修の実施、マニュアルの作成・配布
- シンポジウムの開催

食品企業のコンプライアンスの徹底

地域ブロック単位できめ細かく **トップセミナー等を開催**

(農林水産省、各地方農政局等、(財)食品産業センター、各地域食品産業協議会が共催)

「行動規範策定の手引き」「事故対応マニュアル」等を広く配布

消費段階

消費者自らの取組

- 食中毒の予防
- 新鮮でおいしい食品の選択
- 食品の適切な調理・保存
- 食品のマーク・表示の活用

**安全で健やかな
食生活の実現**

(注1)
GAP (Good Agricultural Practice)とは、農業生産において、食品安全、環境負荷低減、労働安全、品質向上などさまざまな目的で、適切に工程管理を実施する手法。

大企業のみならず、中小の食品企業も対象とし、企業トップの意識改革、企業における規範意識高揚のための取組を徹底

(注2)
GMP (Good Manufacturing Practice)とは、原材料の受入れから最終製品の出荷に至るまで、適切な管理組織、作業管理、構造設備により、製品の品質と安全性の確保を図る取組。



農林漁業体験活動を通じた食や農への理解の増進

～農業・農村に関する実体験を活かした知識の普及と理解の増進～

- 食育の一環として、「教育ファーム」や農山漁村での子供たちの長期宿泊体験活動の一層の推進を図り、人間の成長を支える教育の場として、「いのち」を育む農林漁業の体験活動を積極的に推進する。
- 農林漁業体験活動と「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」など健全な食生活に関する普及・啓発等を一体的に実施することにより、食育の効果的な推進を図る。

問題点

- 「食」を大切にする心の欠如
- 「食」や「農」に関する関心や理解の低下

生産者と消費者との物理的、精神的な距離の拡大



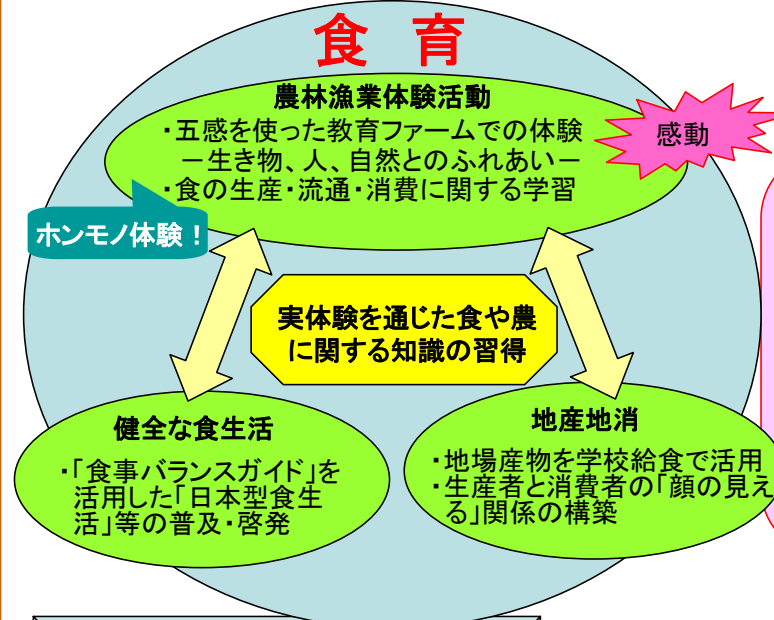
日常生活の中で、食は動植物の命を受け継ぐこと、多くの人々の苦労や努力に支えられていることなどが実感しにくい



- ・「食」や「農」に関する誤った知識
- ・大量の食べ残し、食品廃棄の発生
- ・「もったいない」の精神が薄れる

課題

「食」や「農」に関する関心や理解を増進するとともに、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めるため、教育ファーム等の農林漁業体験の機会の提供を積極的に推進



食育推進基本計画における目標

- 様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加
42% (17年度) → 60%以上 (22年度)
- 食事バランスガイド等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加
60%以上 (22年度)
- 学校給食における地場産物の使用割合の増加
21% (16年度) → 30%以上 (22年度)

主な取組

○子どもたちの農林漁業体験活動・食生活改善の促進

- ・都市部の児童・生徒等を対象とした農業体験学習と収穫農産物を利用した料理教室の開催
- ・これらの取組と一体となった「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」等健全な食生活や食の生産・流通等に関する情報提供
- ・農山漁村での子供たちの長期宿泊体験活動の推進のための受入情報・体制の整備

○地域における教育ファームの取組の推進

- ・「教育ファーム推進計画」の策定、優良事例の収集、情報提供等を支援

○「教育ファーム」の取組を全国展開するための環境整備

- ・「酪農教育ファーム認証制度」を参考に、米、野菜等の「教育ファーム認証制度」の創設などを検討

地球温暖化対策等の資源・環境対策の推進

～循環型社会の形成への貢献～

バイオマスの利活用の加速化

農林水産業の新たな領域の開拓

- ▶ 食料生産の枠を超えて、耕作放棄地の活用を通じて食料安全保障にも資するバイオマス利活用を加速化

食料生産 + **国産バイオ燃料**
バイオマスプラスチック

バイオマスの利用状況

廃棄物系バイオマスの**28%**、未利用バイオマスの**78%**が活用されていない。

未利用のバイオマスの利用を拡大し、農業に取り込む

地球温暖化対策への寄与

地域資源を活用した新産業の創出

持続可能な地域社会の確立

国産バイオ燃料

国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表（平成19年2月総理報告）の取組を推進

○ 目標値

原料と生産可能量

現在 30KL

2011年 (H23年) 5万KL

2030年頃 大幅な生産拡大 *農林水産省試算 600万kl

バイオ燃料の利用率の向上

技術開発

- ① 収集・運搬コストの低減
- ② 資源作物の開発
- ③ エタノール変換効率の向上

制度

欧米、ブラジルの制度を踏まえ、国内制度を検討

【21世紀新農政2007】

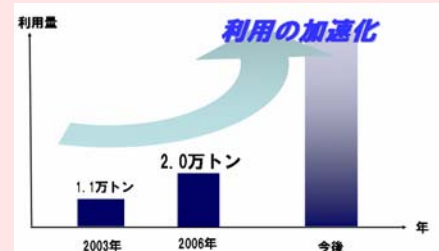
・糖質(さとうきび糖みつ等)
・でんぷん質(くず米等)

・セルロース系(稲わら、間伐材等)
・資源作物

バイオマスプラスチック

- ・バイオマスプラスチック利用推進体制の整備
- ・技術開発等により、バイオマスプラスチックの利用を促進

【21世紀新農政2007】



【利用量は農林水産省調べ】

日本全国津々浦々で自治体、生産者、消費者、産業界が一致団結した取組

バイオマスタウン

【現状 90地区】

目標値: 300地区程度のバイオマスタウンを構築(H22年度まで)

【21世紀新農政2007】

- ・地域の関係者が一体となって取り組む調査活動支援
- ・地域のバイオマスを総合的に利活用するバイオマスタウン構築機運の醸成支援

食品リサイクルの推進

食品産業の「川下」に位置する食品小売業、外食産業等の取組を強化するため、改正食品リサイクル法等に基づき、以下の取組を実施。

食品関連事業者が農林漁業者等と連携して行うリサイクル・ループ(食品の循環資源利用の環)の構築

- 廃棄物処理法の特例拡大による広域流通の円滑化
- 食品リサイクルの取組により生産された農畜水産物の認証

指導・監督の強化

- 廃棄物発生量等の定期報告義務を賦課
- 現行制度に基づく目標達成状況の確認

リサイクル肥飼料製造・流通コスト低減のための取組

- 企業や地域の取組の経済性を実証・PR

食品循環資源の再生利用等を一層推進

循環型社会の形成に貢献

地球温暖化対策等の資源・環境対策の推進

～地球環境保全への貢献～

地球環境保全に貢献

農林水産分野における地球温暖化対策の加速化

深刻な地球温暖化の実態と今後の見通しが明らかにされ(IPCC第4次報告書)、農林水産業に及ぼす深刻な影響についても懸念

第4次評価報告書第1作業部会報告書の主な内容

	将来予測(21世紀末時点)
気温	21世紀末時点で1.1～6.4℃上昇
海面水位	21世紀末時点で18～59cm上昇

温室効果ガスの排出量 (単位:百万t-CO2)

	基準年 (原則1990年)	2004年度	2005年度 速報値
総排出量 (基準年比)	1,261	1,355 (+7.4%)	1,364 (+8.1%)

地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響

今後地球温暖化が進行すれば、水稻では地域によっては収量が減少したり、果樹では栽培適地の北上などの影響があるとの研究成果がある。

地球温暖化防止策の加速化(温室効果ガスの削減)

- 森林整備等による森林吸収源対策やバイオマスの利活用など削減目標が設定されている施策については、**施策を加速化**
- 施設園芸や農業機械・漁船の省エネルギー対策等については、削減目標を設定しつつ**取組を推進**

中長期的な視点に立った地球温暖化適応策の検討

地球温暖化の進行により懸念される農作物被害等に対処するため、中長期的な視点に立ち**地球温暖化適応策を検討**

地球温暖化の影響
評価

暑さに強い品種の開発など新たな適応策の開発

栽培体系の見直し、品種転換など適応策の実施に向けた検討

農林水産分野における戦略を策定

生物多様性の保全に貢献する農林水産業の展開

※生物多様性とは、種の多様性、生態系の多様性など

農林水産業は自然循環機能を利用し、動植物を育みながら営まれることから生物多様性に依存しており、持続可能な農林水産業の維持・発展のためには、国土の生物多様性の保全は不可欠。

里地里山里海: 農林水産業を通じ自然環境が持続的に形成・維持されており、多様な生物が生息・生育する場

- 農村の過疎化・高齢化、農業従事者の減少など担い手不足、耕作放棄地の増加、里山保全の停滞を一因とする鳥獣被害の増加

野生動物は基本的に臆病で人を恐れる生き物であり、農地に接する山林や藪などを隠れ場所として農地へ進入する。

人と鳥獣の棲み分けが重要

- 農薬・肥料の不適切な使用などによる農業生産活動の生物多様性への影響
- 藻場・干潟の減少や磯焼けの進行

農業就業人口の推移

697万人(S55)→335万人(H17)

耕作放棄地の面積

38.6万ha(H17)

野生鳥獣による農林水産業被害

総面積:約12.1万ha
被害額:約187億円 (H17)

藻場・干潟の面積の推移

藻場:20.8(S53)→14.2(H10)
干潟:5.5(S53)→4.9(H10)
(S53は水深20m、H10は10mまで)

- 安全かつ良質な農作物の提供に加え、生物多様性保全にも資する**有機農業等の推進**
- 鳥獣被害の軽減等のための耕作放棄地等対策、**里地里山の整備・保全**(農地と山林等との間にある藪を刈払いするなど管理対策を強力に推進等)
- 病害虫及び雑草の徹底防除から生物を利用した防除への転換(土着天敵利用)
- 希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくり(冬期湛水の取組等)
- 美しい森林づくりの推進**(間伐の促進や広葉樹林化、針広混交林化等)



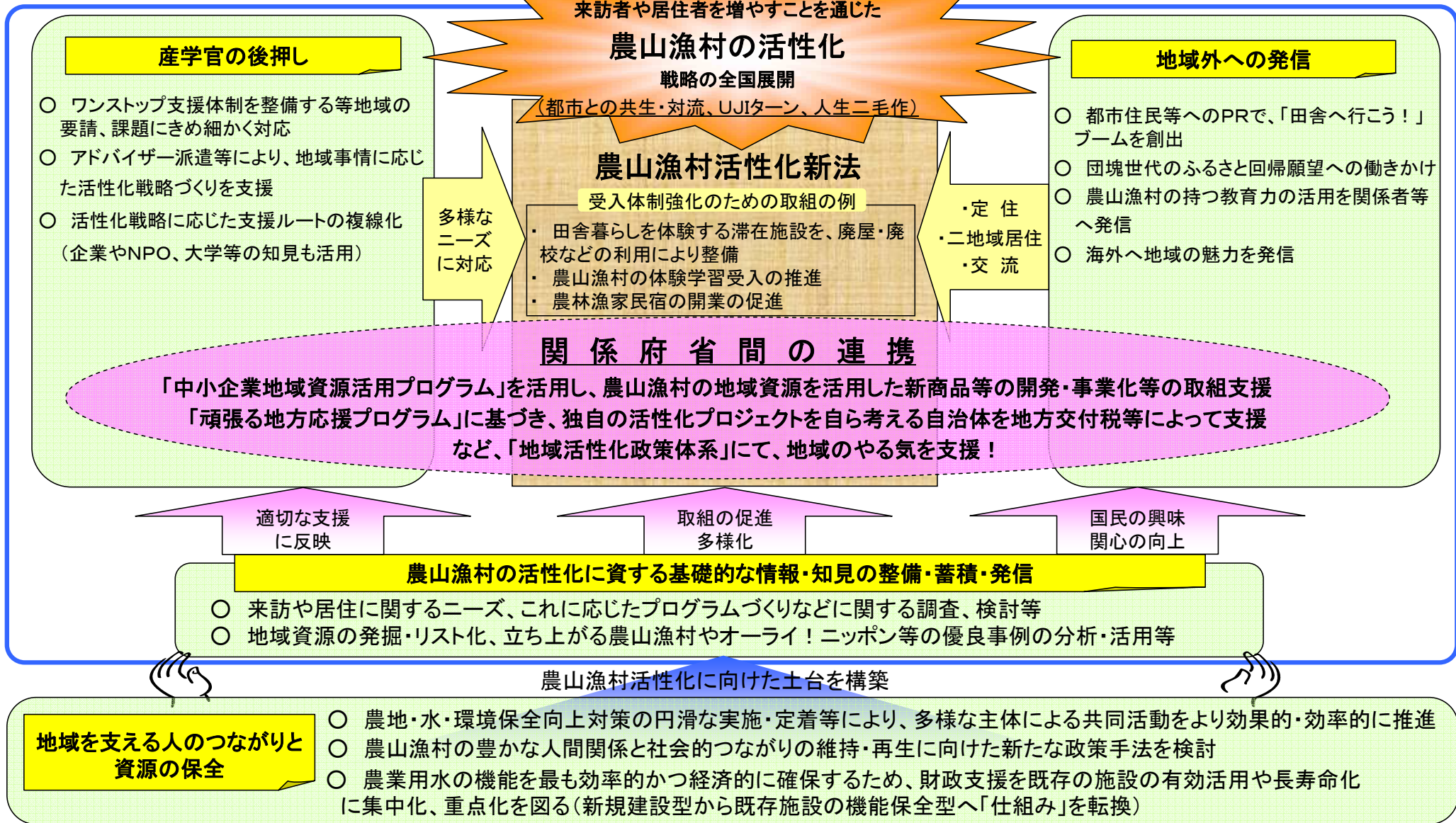
- 藻場・干潟の造成・保全
- 水産動植物の生育環境の改善等

農林水産分野における戦略を策定

農山漁村の活性化に向けた地域の創意工夫の後押し

- ☆ 農山漁村の人口は社会減だけでなく自然減の傾向
- ☆ ふるさと回帰願望を持った団塊世代の大量退職、国民の自然環境意識の高まり

農山漁村の人口増加、所得増加につながる新たな取組を推進



目標値：今後5年間に全国の市町村の過半（1,000以上）で居住者等の増加につながる農山漁村の活性化に向けた新たな取組を創出【21世紀新農政2007】

暮らしを守る鳥獣害対策の展開

鳥獣害防止対策の基本的な考え方

- ①捕獲による鳥獣の適正な個体数調整、②鳥獣の生息環境の管理及び③被害の防除を基本とした総合的な取組が必要
- 環境省、農林水産省を中心とする関係省庁連絡会議を設置し、取組を推進

人と鳥獣の棲み分けが重要

鳥獣が里に出没する背景
 ・里山の環境や生活様式等の変化
 ・個体数の増加や行動域の拡大
 ・被害対策についての知識等が不十分

【個体数調整】

- ・県の計画に基づく個体数管理
- ・有害捕獲及び狩猟による捕獲
- ・分布域等の把握 等

【生息環境管理】

- ・居住地周辺の里地里山の整備活動の推進（鳥獣の隠れ場所となる藪などの刈払い等）
- ・生息環境にも配慮した森林の整備及び保全活動の推進

総合的な取組

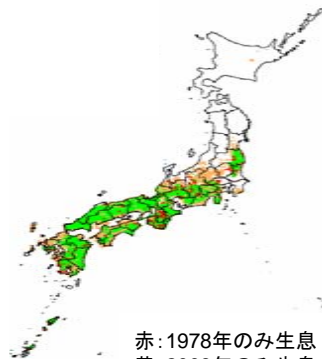
【被害の防除】

- ・鳥獣を引き寄せない取組の推進（未収穫果実の除去や耕作放棄地の解消等）
- ・農耕地への侵入防止（侵入防止柵の設置や追い払い体制の整備等）

被害の実態：被害地域の全国的な拡大、中山間地域での被害の深刻化

- 野生鳥獣の生息分布域が拡大
 （1978年～2003年にかけて、イノシシ1.3倍、ニホンジカ1.7倍、ニホンザル1.5倍に拡大）
- 野生鳥獣による農林水産業被害は中山間地域を中心に全国で約200億円
 （うち獣類による被害が6割で、イノシシ、シカ、サルの3獣で獣類被害の9割）
- 鳥獣害が耕作放棄地の発生要因の一つ
 （アンケート調査によると、2割弱の人が鳥獣害を発生要因の一つとして挙げている。）
- このほか、クマ等による人身被害も発生

【イノシシの分布域の拡大】



赤：1978年のみ生息
 黄：2003年のみ生息
 緑：ともに生息

被害の広域化・深刻化に対応した対策の充実・強化

鳥獣害防止対策の今後の展開方向

関係省庁の連携体制の強化

（関係省庁連絡会議の参画省庁の拡大や構成員のレベルアップ）



地方自治体、農業関係団体、NPO等による推進体制の整備

課題解決に向け、以下の対策等を総合的・重点的に推進

有害鳥獣の個体数管理及び捕獲体制の強化

- ・生息数の把握に向けたモニタリング調査の実施及び農作物等被害を的確に把握するための調査手法の見直し
- ・鳥獣の保護管理制度における農林部局の参画促進及び広域的な指針や市町村レベルの実施計画の作成促進等個体数管理の強化
- ・農業者によるわな猟免許取得の促進と市町村、農業関係団体等による有害鳥獣捕獲体制の整備
- ・狩猟者の育成確保等捕獲体制の強化に向けた新たな対策の検討

新たな視点に立った防除対策の推進

- ・NPO等との連携や捕獲獣の地域資源としての活用等新たな視点を取り入れた、各地域での防除対策の推進
- ・鳥獣を引き寄せない新たな営農管理技術の開発
- ・被害の面的拡大を防ぐための対策の検討

生息環境管理対策の強化

- ・里地里山の管理対策の促進
- ・針広混交林化、広葉樹林化等多様な森林づくり活動の推進